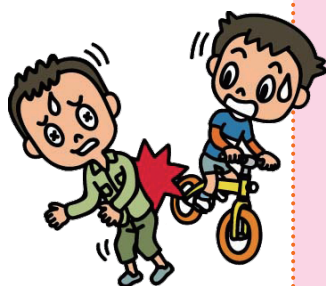


高知県高等学校PTA連合会

高校生総合補償制度ご加入のおすすめ

(団体総合生活保険)

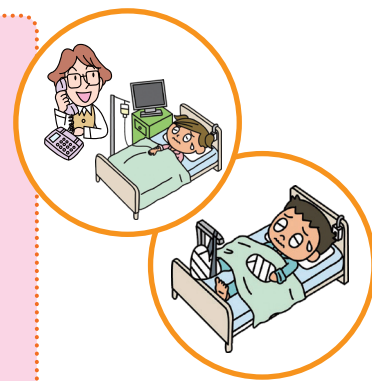
在学中の様々な危険から、大切なお子様をお守りし、安心して学校生活をおくられるように、団体総合生活保険をご用意いたしました。保険料は、団体割引10%が適用されますので、ぜひ、この機会にご加入くださいますようお願いいたします。



団体割引適用により
割安な保険料

3,000円から!

[団体割引 10%]



個人賠償責任は
国内無制限!

示談交渉サービス

安心のサービス

< 24時間無料の
緊急医療相談などのサービス >

メディカルアシスト等

保険期間

2022年5月1日 午後4時～
2023年5月1日 午後4時

<お手続きの方法> 同封の「加入依頼書」を申込締切日までに返信用封筒でご返送ください。

申込締切日

2022年4月20日(水)
(消印有効)

掛金引落日 ※

2022年6月27日(月)

※掛金は上記引落日に加入依頼書にてご指定いただいた口座より引落いたします。万が一引落不能の場合にはご通知いたしますので、7月27日までに掛金をお支払いいただけますよう、お願いいたします。期日までにお支払いいただけない場合は、保険始期が始まった後でも事故に対して保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますのでご注意ください。

ご存知ですか？

お子さまを取り巻くリスク。

急増する自転車事故！
万が一加害者になってしまった場合に備えて、高額な賠償責任への備えが必要です。

保険金お支払いの一例

下記(病氣補償以外)は例であり、実際に発生したものではありません。

損害賠償事例

小学校5年生の男子児童が坂道を自転車で走行中、67歳の女性と衝突。女性を寝たきりの状態としてしまいました。(神戸地裁)

約9,500万円

個人賠償責任補償(示談交渉サービス付)

自転車で通行中
歩行者と衝突、
長期入院後死亡。

全タイプお支払い対象



約2,000万円



169,000円

学校の正面玄関前で
傘を使って素振りをして
いたところ、柄の部分が
抜けて大型ガラスを割って
しまう。

学校から配布された
タブレットを持って
帰っている途中、落
として破損させた。

Cタイプ以外
お支払い対象



20,000円

傷害補償

Cタイプは交通事故等に限定、
Cタイプ以外は全てお支払い対象

授業中



跳び箱で
腕から転落し
骨折、通院。

54,000円

課外
活動中



サッカーで
相手と激しく
接触し鎖骨を
骨折、通院。

37,000円

交通
事故



自転車でトラックと
衝突、全身打撲で
入院・手術・通院。

457,500円

日常
生活



階段から転倒し
足を骨折し、
入院・通院。

100,000円

育英費用補償

Cタイプ以外お支払い対象

扶養者が交通事故で死亡のため
扶養不能状態になった。

40万円・30万円
20万円・10万円 (タイプにより)



扶養者がケガにより重度後遺障害のため
扶養不能状態になった。

40万円・30万円
20万円・10万円 (タイプにより)



病氣補償

SS・Sタイプのみお支払い対象

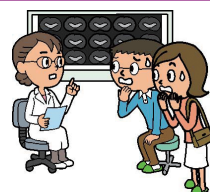
感染症に罹患して入院。

43,400円



真珠腫性中耳炎で入院・手術。

96,000円



補償ラインナップ(基本補償)

様々な危険からお子様をお守りします。

団体総合生活保険

個人賠償責任補償

例えば… ・自転車で走行中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。 ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払します。

- *1 受託品であるタブレット型端末を含みます。(Cタイプ以外)
- *1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は受託品に含まれません。(Cタイプ以外)
- *1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。(Cタイプ)
- ※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

該当タイプ

C

子ども傷害補償

傷害補償

例えば… ・通学中に交通事故にあい、骨折、入院した。 ・体育の授業中、バスケットボールをしていてケガをした。

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※保険の対象となる方が熱中症になった場合にも下記保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。

- *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
- *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

天災危険

地震もしくは噴火またはこれらによる津波等が原因でケガをされた場合、死亡・後遺障害保険金、入院・手術保険金、通院保険金をお支払いします。

育英費用

扶養者に万一のことがあった場合に備えます。※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

育英費用

扶養者がケガで死亡されたり重度後遺障害が生じたことで扶養者に扶養されなくなったときに、保険金(一時金)をお支払いします。

病気補償

病気に対する補償もご用意しています。

入院・手術医療保険金

病気で2日以上入院*1したときや手術*2をしたとき、また放射線治療*3を受けたときに、保険金をお支払いします。

- *1 1回の入院について60日を限度とします。
- *2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
- *3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

入院療養一時金

病気で60日以上入院が必要であると診断されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

S.S.S

B.E

傷害補償

交通事故等限定プラン

例えば… ・クルマにはねられたときのケガ ・駅の改札口に入ってから出るまでのケガ

日本国内外を問わず、交通事故*1等によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

*1 交通事故等の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

死亡・後遺障害

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。

- *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
- *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

C

補償金額(保険金額)と保険料

【保険期間：1年間、団体割引：10%、職種級別*1：A(学生等)】

タイプ	SSタイプ	Sタイプ	Bタイプ	Eタイプ	Cタイプ (交通傷害)	
個人賠償責任補償*2 (示談交渉サービス付)	国内：無制限 国外：1億円 (記録情報限度額500万円)	国内：無制限 国外：1億円 (記録情報限度額500万円)	国内：無制限 国外：1億円 (記録情報限度額500万円)	国内：無制限 国外：1億円 (記録情報限度額500万円)	国内：無制限 国外：1億円	
傷害補償	死亡・後遺障害	80万円	74万円	83万円	46万円	20万円
	入院1日につき	2,500円	2,000円	2,010円	500円	500円
	通院1日につき	1,740円	1,145円	1,010円	400円	270円
	手術*3	入院中以外の手術(外来手術)：5倍 入院中の手術：10倍				
	細菌性食中毒	○	○	○	○	
	天災危険	○	○	○	○	
	熱中症危険	○	○	○	○	
育英費用	40万円	30万円	20万円	10万円		
病気補償	入院医療保険金	2,500円	2,000円			
	手術医療保険金*4	入院中以外の手術：5倍 入院中の手術：10倍				
	入院療養一時金	10万円	10万円			
保険料	14,800円	11,800円	9,800円	5,800円	2,800円	
制度維持費*5	200円	200円	200円	200円	200円	
年間掛金	15,000円	12,000円	10,000円	6,000円	3,000円	

- *1 こども傷害補償について、お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。(Cタイプを除きます。)詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- *2 個人賠償責任については家族型でのお引受けとなります。
- *3 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- *4 手術医療保険金のお支払額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
- *5 制度維持費は集金代行手数料および事務経費の一部として徴収するものです。

《加入方法》

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

4月20日^水（当日消印有効）

加入対象者

高知県PTA連合会加盟の学校に在籍されている生徒の方です。

- ① 同封の「加入依頼書」に必要事項すべてを記入例に従い、ご記入、ご捺印ください。
- ② 訂正される場合は、その箇所を＝線で消して訂正印をお願いします。
- ③ すべてご記入されましたら「加入依頼書」を同封の返信用封筒に入れ、

4月20日^水までに投函してください。

※送付物は書類のみとしていますので、現金等を同封しないようお願いいたします。

掛金のお支払いは **6月27日^月** に **口座引落** となります。

次の金融機関の口座からのお引き落としが可能です。

（全国の銀行・信用金庫・信用組合・労働組合・農業協同組合・ゆうちょ銀行 または郵便局）

※口座からのお引き落としは、集金代行会社 明治安田 システム・テクノロジー（株）によりさせていただきます。

※尚、ご通帳には「MBS.ガクセイホケン」と記帳されます。

もしお引き落としができなかったら…

万一、6月27日^月に掛金がお引き落としできなかった場合は、7月27日^金に再度お引き落としをさせていただきます。尚、2回ともにお引き落としできなかった場合は、補償開始日（5月1日）にさかのぼって契約が無効となりますのでご注意ください。

※各学校では、申し込みの受付を致しません。 **上記の加入申込み方法** の要領にてお申し込みください。

※ご加入された方には、**加入者票**を6月中にご送付致します。

※この保険は、高知県高等学校PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として高知県高等学校PTA連合会が有します。

※転校・退学等により団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出ください。

《保険の対象となる方》

保険の対象となる方は、それぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

SS・S・B・E タイプ	子ども傷害補償	個人賠償責任
	〈本人型〉	〈家族型〉
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。

また、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 高知県高等学校PTA連合会加盟の学校に在籍する生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）で、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

! 育児費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

C タイプ（交通傷害）	傷害補償	個人賠償責任
	〈本人型〉	〈家族型〉
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 高知県高等学校PTA連合会加盟の学校に在籍する生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）で、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者・ご本人）」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）」における用語の解説】

- (1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。（婚姻とは異なります。）
 - a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親 族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
- (3) 未 婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト 自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

◎受付時間 *1 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

介護アシスト 自動セット



お電話にて高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

◎受付時間 [いずれも土日・祝日、年末年始を除く]

・電話介護相談 9:00~17:00
・各種サービス優待紹介 9:00~17:00

0120-428-834

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

デイリーサポート 自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

◎受付時間 [いずれも土日・祝日、年末年始を除く]

・法律相談 10:00~18:00
・社会保険に関する相談 10:00~18:00
・税務相談 14:00~16:00
・暮らしの情報提供 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください
(各サービス共通)

- ・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
 - ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
 - ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

お問い合わせ先

制度の内容確認・変更の手続き・契約に関するご相談 他

お問い合わせ先 [受付時間：土日・祝日、年末年始を除く9:00~17:00]

0120-155-003

<取扱幹事代理店>
(株) T-ONE

〒781-8122
高知市高須新町3丁目10-24

<取扱非幹事代理店>
(株) ピース

〒787-0033
四万十市中村大橋通7-12-17
TEL 0880-34-2352

<引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社 担当支社:高知支店高知支社
〒780-0870 高知県高知市本町4-1-16 高知電気ビル6F TEL088-823-2575(代表)

事故の受付・事故のご相談・保険金のご請求 他

事故受付専用

0120-119-110

<事故対応窓口>

東京海上日動火災保険株式会社
あんしん110番(24時間・365日対応)

<非幹事保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

令和4年3月作成 (21-TC10697)